

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 村づくり懇談会

- (1) 目 的 村の執行機関、更別村農業協同組合、更別村商工会等の関係者と村づくりについて懇談するため。
- (2) 派遣場所 更別村
- (3) 期 間 令和8年1月23日（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員 8人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。